

小学校バンドフェスティバル東北大会 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本小学校バンドフェスティバル東北大会」という。

(実 施)

第2条 全日本小学校バンドフェスティバル東北大会（以下、東北大会）は、各県から推薦された小学校が参加して、毎年実施する。

(各県連盟)

第3条 選出母体たる各県連盟は、次の通りとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 青森県吹奏楽連盟 | (2) 秋田県吹奏楽連盟 |
| (3) 岩手県吹奏楽連盟 | (4) 山形県吹奏楽連盟 |
| (5) 宮城県吹奏楽連盟 | (6) 福島県吹奏楽連盟 |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、東北吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で決める。

2 理事会は、毎年12月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 参加資格

(参加資格)

第5条 参加資格は、東北吹奏楽連盟（以下、東北吹連）に登録された小学校で、構成メンバーは、当該小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

2 出演者が2つ以上の団体に重複して参加することを認めない。

(入賞取消)

第6条 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第3章 演奏・演技

(参加人員)

第7条 参加人員は、自由とする。

(編成)

第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。また、手具の使用は自由とする。

(演奏時間)

第9条 演奏時間は、7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第10条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏曲目)

第11条 演奏曲目は自由とする。

(演奏形態)

第12条 演奏形態は、自由とする。

(服装)

第13条 服装等は、自由とする。

(演奏順序)

第14条 演奏順序は、理事会において決める。

第4章 表彰・審査・代表

(表彰)

第15条 参加団体にトロフィーを贈る。また、表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(審査)

第16条 審査員は、理事会で選出し、理事会が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

第17条 参加団体の中から、4団体を全日本小学校バンドフェスティバルに推薦する。ただし、東日本学校吹奏楽大会に参加した団体は推薦しない。

第5章 県代表

(県代表)

第18条 各県連盟は、県代表団体を決定し、東北大会開催日の3週間以前に東北吹連へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第19条 各県連盟は、マーチングコンテストと小学校バンドフェスティバルを通して7団体推薦できる。ただし、小学校バンドフェスティバルの代表数は最大4団体までとする。

(参加費用)

第20条 参加する費用は、参加団体の負担とする。

第6章 その他

(共催・後援・協賛)

第21条 東北大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第22条 東北大会実行委員には、東北吹連事務局と主管県の役員があたる。

(実施要項)

第23条 その他の開催上の細目については、実行委員が定める。

(改定)

第24条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附則

この規定は、平成19年4月21日より実施する。

この規定は、平成25年4月27日一部規定改正。

この規定は、平成29年2月4日一部規定改正。

小学校バンドフェスティバル東北大会 審査内規

- 第1条 この内規は、小学校バンドフェスティバル東北大会実施規定第16条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は、「演奏技術」「総合表現」の2項目について10段階で評価する。
- 第3条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、東北代表選出方法は次の通りとする。
- 1 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。
 - 2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。
- 第5条 第4条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。
- 第6条 審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。
- 第7条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附則

- この内規は、平成18年12月2日より実施する。
- この内規は、平成21年4月25日一部規定改正。
- この内規は、平成29年2月4日一部規定改正。